一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第三百十六号足利佐野都市計画道路事業三・五・百二号家富町堀込線
三　事業施行期間　自平成十四年八月三十日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○国土交通省関東地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十二日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
名古屋市港区竜宮町二丁目一番八から同市港区竜宮町三丁目一番一七まで	後	八〇・〇メートル	〇〇・一キロメートル
	前	二五・八メートル	〇〇・一キロメートル
名古屋市港区藤前一丁目一番一六から同市港区藤前九番まで	後	三三七・〇メートル	〇〇・一キロメートル
	前	七七・〇メートル	〇〇・一キロメートル
名古屋市港区藤前一丁目一番一六から同市港区藤前九番まで	後	三三七・〇メートル	〇〇・一キロメートル
	前	七七・〇メートル	〇〇・一キロメートル
名古屋市港区竜宮町二丁目一番八から同市港区竜宮町三丁目一番一七まで	後	八〇・〇メートル	〇〇・一キロメートル
	前	二五・八メートル	〇〇・一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○国土交通省関東地方整備局告示第三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

四国地方整備局長　川崎　正彦

第１　起業者の名称　徳島県

第２　事業の種類　一級河川那賀川水系大津田川改修工事（徳島県阿南市長生町平久保地内から同市長生町大津田及び南千足地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　徳島県阿南市長生町平久保、ヲコキ、内川下、大津田及び南千足地内

２　使用の部分　徳島県阿南市長生町ヲコキ、大津田及び南千足地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市長生町油免地内の一級河川那賀川水系桑野川との合流地点から同市長生町平野及び壱丁ヶ坪地内までの延長1,450ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川那賀川水系大津田川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間は、河川法第４条の規定により指定された一級河川の区間であり、また、同法第９条第２項に基づく指定区間に指定されていることなどから、起業者である徳島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川那賀川水系大津田川（以下「大津田川」という。）は、その源を徳島県阿南市長生町山間部の二又谷池に発し、水田地帯及び住宅地域を東流しながら一級河川那賀川水系桑野川に合流する、流域面積5.8㎢、流路延長3.0㎞の河川であり、その流域は、年間降雨量が2,000～2,500㎜に達する多雨地帯であり、降雨量の大部分は梅雨期と台風期に集中している。

しかしながら、大津田川は、河道の平均幅員が10.0ｍと狭く、また、堤内地盤と比較して河床が高いうえに河床勾配が１／1,000以上と非常に緩く、河道の流下能力も２㎥／秒の箇所が存するなど河道が未整備であることから、流域では、頻繁に豪雨による氾濫が生じ、従前から浸水被害を多く受けており、特に、平成11年の梅雨前線による豪雨では浸水面積約107.8ha、浸水家屋25戸、平成16年の台風23号による豪雨では浸水面積31.0ha、浸水家屋13戸の被害を受けるなど、甚大な被害が発生している。

一級河川那賀川水系の治水対策は、平成18年４月に「那賀川水系河川整備基本方針」を、平成19年６月に「那賀川水系河川整備計画」をそれぞれ策定し、順次河川改修等が実施されているところであり、大津田川についても、「那賀川水系河川整備計画」に基づき、概ね５年に１回程度発生する規模の洪水に対応し、基準地点大津田川樋門における計画高水流量50㎥／秒を安全に流下させることを目標として整備を行うこととしている。

本件事業は、このような状況の下、河道の流下能力が低く、堤内地盤も低いため、洪水時にはたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間について、計画高水流量を安全に流下させるために河道拡幅及び河床掘削を行うものである。

本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、国土交通省施行による大津田排水機場及び桑野川引堤事業の完成と相まって、大津田川流域における浸水被害を低減し、地域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査を行ったところ、本件事業の施行にあたっては低騒音・低振動型の建設機械を使用し、あわせて防塵対策として散水を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施行することにより、環境基準等を満足すると評価されていることからその影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の調査によると、本件区間内の土地において、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類として指定されているメダカ及びオグラコウホネが確認されているが、生息環境が広く残存すること、現河床土を再利用するなどの対策を講じ、その効果を確認しながら段階的に施行するとしていることから、その影響は軽微であると判断している。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間の流下能力の向上を図ることを主な目的として、河道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、河道拡幅及び河床掘削を行う案（以下、「申請案」という。）、河道拡幅のみを行う案及び築堤を行う案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、